

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年10月5日 9時57分～11時12分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席2人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 955円 (+42円引上げ) 根拠：申し出に合意した組織労働者の金額水準時間額1,074円と現行の913円との差額161円を5年で解消するとして、$161円 \div 5年 = 32.2円$、端数を切り上げて33円。 県内の産業別最低賃金4業種の最低賃金額が電気より次に高い機械との差について、平成18年度では48円、令和3年度では、57円と広がっており、広がった差9円を解消するとして、$33円 + 9円 = 42円$とした。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 951円 (+38円引上げ) 根拠：申し出に合意した組織労働者の金額水準時間額1,074円と現行の913円との差額161円を5年間で解消する33円と、1回目の機械の最低賃金額の差9円を2年間で解消するとして、$4.5円$を切り上げて5円として、$33円 + 5円 = 38円$とした。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 927円 (+14円引上げ) 根拠：現行の特定最低賃金額913円に、第4表①Cランク産業計の賃金上昇率1.6%を乗じて、$913円 \times 1.16\% = 14.61$（円未満切り捨て）→14円</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 928円 (+15円引上げ) 根拠：現行の特定最低賃金額913円に、第4表①Cランク産業計の賃金上昇率1.6%を乗じて、$913円 \times 1.16\% = 14.61$（円未満切り上げ）→15円</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p>		